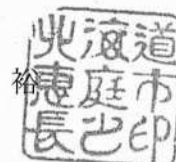


恵庭市地域集会施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 1 1 日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第 2 5 号

恵庭市地域集会施設条例の一部を改正する条例

恵庭市地域集会施設条例（昭和 5 6 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

現行		改正案	
第 1 条～第 10 条（略）		第 1 条～第 10 条（略）	
別表(第 2 条関係)		別表(第 2 条関係)	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
さかえ会館	恵庭市漁町 21 番地	さかえ会館	恵庭市漁町 2 丁目 1 番 14 号

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和 7 年 9 月 2 7 日から施行する。

